

## 令和4年度 町民農園利用者を募集

町では、令和4年度町民農園の利用者を募集します。土に親しみ、農作物を作る喜びを体験してみませんか。利用を希望する方は、「町民農園借受申込書」を募集期間内に提出してください。申込書は、産業経済課農政係（2階12番窓口）または町ホームページからダウンロードできます。

- 申込資格**  
次の①～③を全て満たす方が町内に居住している
- ①現在、農地を所有していない
  - ②現在、耕作していない
  - ③現在、耕作していない
- 場所** 御代田町大字御代田字上小田井2763番4  
(西友御代田店様北側)
- 区画数** 18区画(1区画約50㎡)
- 募集期間** 3月1日(火)～10日(木)土日は除く
- 利用料金** 1区画 年額4,000円
- 利用期間** 4月9日(土)～12月11日(日)
- 申し込み・問い合わせ先** 産業経済課農政係  
(32)3113

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

## 無料法律相談会を 開催

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

- 日時** 3月25日(金)  
午後1時30分～3時30分
- 相談会場** 役場2階相談室4  
(控室・役員2階会議室)
- 申込時間** 午前8時30分～午後5時15分  
(土日・祝日を除く)
- 申込締め切り** 3月18日(金)
- 対象者** 町内在住者
- 相談人数** 4人(先着順)
- 相談時間** 30分程度
- その他**

相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますので、ご了承ください。

**申し込み・問い合わせ先**  
総務課庶務係  
(32)3111

## 森林の伐採や所有者変更には届出が必要です

森林法に規定のある地域森林計画区域に該当する森林の伐採や、所有者が変更となる場合は、必要書類を添付の上次の届出書の提出をお願いします。

- 伐採する場合**  
「伐採及び伐採後の造林の届出書」  
添付資料  
位置図・伐採計画図  
提出期限  
伐採の着手30日前まで
- 所有者が変更となる場合**  
「森林の土地所有者届出書」  
添付資料  
位置図・登記事項証明書等  
提出期限  
新たに所有者になった日から90日以内  
届出書の様式は、町のホームページからダウンロードできます。また、地域森林計画区域については、長野県のホームページ(信州暮らしのマップ)をご覧ください。  
届出をせずに伐採した場合、森林法違反となり、伐採の中止命令および造林命令を

する場合があります。  
「不明な点等ございましたら、産業経済課耕地林務係へお問い合わせください。」  
お問い合わせ先  
産業経済課耕地林務係  
(32)3113

## 確定申告は お済みですか？

所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。皆さま、申告はお済みでしょうか。

- 確定申告が必要な方が期限内までに申告をしないと、延滞税や加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告をしましょう。町では2月16日から申告相談を受け付けています。
- 申告相談期間**  
3月15日(火)まで  
※土・日・祝日を除く
- 申告相談時間**  
【午前の部】9時～11時  
【午後の部】1時から4時  
※毎週木曜日は午後7時まで受付・待機場所  
役場1階 町民ホール

## 【青少年健全育成】 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

近年、インターネットを介したSNS(ソーシャルネットワーク)やキングサービス等の利用により、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事件が多発しています。未来を担う青少年が、リスクに対する適切な対応を理解した上で、SNS等を正しく活用できる環境を整えることが重要です。

こうしたことから、国では、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の進学・入学の時期に重点を置き、ペアレンタルコントロール等の促進運動を展開します。ペアレンタルコントロールとは、保護者が子どもの発達段階に応じて、ネット利用を適切に管理することです。また、効果的にフィルタリングを利用することや話し合いによる家庭内でのルールづくりも重要です。ぜひ身近な問題として、ご家庭内で話し合ってみてください。



## 後期高齢者医療の窓口負担割合が見直されます

10月1日から、後期高齢者医療被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。被保険者の令和3年度の課税所得や収入額をもとに、世帯単位で判定され、該当する方には「2割」と記載された被保険者証が施行日前に送付されます。

- 2割負担の基準**  
次の要件全てに該当する方  
・課税所得28万円以上  
・年金収入+その他合計所得金額が200万円以上

「みよたメール配信サービス」登録二次元コード  
詳しくは「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



## 3月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(10期分)
- 後期高齢者医療保険料(9期分)
- 保育料(3月分)
- 町営住宅使用料(3月分)
- 上水道料金(3月期分)  
大口2月使用分・別荘(10月～2月使用分)
- 下水道使用料(2月期分)  
大口2月使用分

納期限

**3/31** 木曜日

## 「くん」には農業委員会です

「く」存じですか？ 農業者年金のメリット  
確定拠出型で  
長期に安定した制度です  
農業者年金は、積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。

## 農業者の方は、 広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の方が加入できます。農地を持っていない農業者、また、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。  
脱退は自由ですが、脱退時の一時金は支給されません。ただし、支払った保険料は将来年金として受け取れます。  
**保険料は 自由に設定できます**  
毎月の保険料は、1万円から最高6万7千円まで千円単位の自由設定が可能です。  
農業者年金への加入をご希望される方は、農業委員会事務局までご連絡ください。

## 80歳までの保証が付いた 終身年金です

年金は、終身で受け取れます。もし、80歳前に亡くなる場合は、80歳になるまでに受け取る予定の年金が、死亡一時金として遺族の方に支給されます。  
また、条件を満たす方は、保険料の補助制度を受けることができます。  
支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。